

学校生活のきまり

1 登下校

(1) 学校に届け出た通学路を通る。交通ルールを守り、安全に登下校する。

(2) 自転車通学

①自転車通学は許可制。

②自転車は両立てスタンド、荷台、かご付きのもの。日頃から整備点検に心がける。

ア ハンドルの形状 イ ヘルメットのしぼり方 ウ カバンの縛り方 エ 駐輪場での自転車全体



③安全に良識をもって自転車に乗る。※自転車は軽車両。道路交通法に従って運転する。

ア ヘルメットの着用（厳守）。

イ 交通ルールを遵守する。

ウ 早めの点灯を心がける。

*上記（1）、（2）①②③に違反した場合は、自転車通学許可を停止する。

*徒歩通学者も、部活動等の移動で自転車を使用する場合は、自転車通学者と同様の規則に従う。

2 身だしなみ

(1) 制服

①ブレザー

本校指定のもの。名札（プラスチック製のネームプレート）を、ブレザーの左胸ポケットに挟む。（クリップ式）

ネームプレート



エンブレム



ネクタイ



全生徒共通のものを使用する

②ネクタイ：本校指定のもの。全生徒共通のものを使用する。

③ワイシャツ：本校指定のもの。名札を挟む。（クリップ式）

・ワイシャツ（半袖、長袖）には、名札を、ポケット部分に挟む。（クリップ式）

*ワイシャツの下は、無地の下着を着用する。

*下着の色は男女ともに、白またはベージュ、ライトグレー（ワンポイント可）

*下着の上に半袖体育着の着用も可とする。

④スラックス：本校指定のもの。腰骨より上でベルトを締め、かかどが見えるようにはく。

⑤ベルト：色は黒・茶・紺で、装飾のないもの。

⑥スカート：本校指定のもの。膝が見えないように着用する。

⑦ソックス



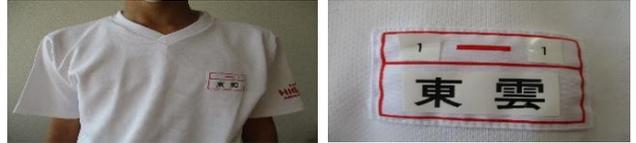
スカートの長さ↑

・白で無地（ワンポイント可）

*伸ばした状態の長さ 長さの目安：くるぶしが隠れる長さとする。

(2) 体育着

- ①登校時の服装は制服とする。
*学校の指示により体育着登校可となる場合がある。
- ②清掃開始前の昼休みに、体育着に着替える。
*午前中に体育の授業がある場合は、その授業前にクラス全体で着替えを済ませる。体育の授業後は、体育着のまま生活する。
- ③体育時の服装は、次のとおりとする。
1) 半袖体育着にハーフパンツ 2) 半袖体育着に長ズボン 3) 長袖体育着にハーフパンツ
4) 長袖体育着に長ズボン 5) 帽子の着用(4月~9月末)
*1)~5)のスタイルの切り替えは保健体育科で連絡をする。
*体育時は、セーターやタイツ、レギンスの着用は不可。
- ④半袖体育着の名札の付け方
・半袖の体育着には名札を縫い付ける。
*ハーフパンツの内側に記名する。



⑤健康上の理由等による申し出があった場合を除き、暑い日は半袖・ハーフパンツとする。

(3) 冬季の防寒衣

- ①セーター・ベストについて
無地。色は黒、紺、白、グレー。Vネック。(ワンポイント可)
素材はウール、ポリエステル、ウールとポリエステルの混紡、アクリル等。
*ブレザーの袖や裾から、セーターがはみ出さないように着用する。
*ブレザーを脱いで、セーターやベストで生活しない。
- ②ウインドブレーカー等について
*部活動(クラブチーム等)で購入した物を着用可。
*部活動(クラブチーム等)で購入した物が無い場合は、落ち着いたデザインで、ワンポイント程度の物を着用可。
*ウインドブレーカーが無く、スクールコートを着用する場合、黒・紺・グレーを基調として、落ち着いた物を着用可。
*ジャンパー、パーカー類(フード付き)は着用不可。
- ③スラックスの場合は、レギンスの着用可。
- ④スカート時は、ストッキング(色は、黒またはベージュ)の着用可。黒のストッキングを着用した際は、黒のソックスの着用可。



↑セーター例

(4) 履物

- ①通学用シューズ：白の運動靴(マーク、ラインも白)。底が平らな靴、マジックテープ、ハイカットなどの靴は不可。
*通学用シューズは、防犯上の理由から、靴の内側に記名する。



白の運動靴の例

底が平らなため使用を認めていない運動靴の例

- ②上履き：色は学年色の物を使用する。
- ③体育館シューズ：色は学年色の物を使用する。
*体育館シューズは、袋に入れて保管する。
- ④上履き、体育館シューズの記名の仕方
上履き



体育館シューズ



(5) 頭髪

- ・自然で清潔感があり、公の場にふさわしい髪型。

(6) その他

- ①登下校は原則制服とする。
*夏の暑い時期は、体育着登下校を可とし、その際は連絡をする。
- ②衣替えの移行期間については、夏服と冬服を選択することができる。
*衣替え移行期間：5月、10月
- ③ブレザーの下に長袖体育着を着用したり、スカートの下に長ズボンを履いたりしない。
- ④化粧はしない。
- ⑤アクセサリーは身につけない。
- ⑥眉毛は過度にいじらず、整える程度（産毛の処理）とする。
*理容店・美容店ででの処理についても、同様とする。

◆生徒一人一人が東中生としての自覚をもち、自分で自身の身だしなみを整える。

◆身だしなみで学校生活に適さない状況があった場合、その場で直すことができるものはその場で直す。その場で直せないものは、一度帰宅し、適切に直してから再登校する。（帰宅前に保護者と連携を図ります。）

3 学校生活

(1) 登下校時刻

- ①登校時刻は7時50分を目安とする。
*8時から朝の会開始。
- ②下校時刻は下記のとおり。
*4月～県新人大会：17時30分、県新人大会～1月：16時30分
2月～3月：17時～17時30分
*1年生は、1学期（4月～7月）は他学年より30分早く下校する（中学校生活にゆとりをもって適応していくため）。

(2) 持ち物

- ①学校指定の通学カバンを使用する。荷物が多い場合、通学カバンに加え、サブバックを利用する。
*ビニールや紙の袋は耐久性、安全面からサブバックとして使用せず、チャックの付いた物を利用する。
- ②学習教材・学習用具。
*所持品には記名する。

※その他

- *学校生活に不必要なもの（スマホ・携帯、現金、貴重品、危険物、菓子、ハサミ、カッター、ゲームなど）は持ってこない。
- *リップクリームやハンドクリーム、日焼け止め、汗拭きシートは、無香料のものを使用する。

(3) 欠席、遅刻、早退等の連絡

- ①欠席、遅刻、早退などの連絡は、デジタル連絡等で、保護者が連絡する。
- ②連絡時間：当日の7時40分まで

4 校外での生活

(1) 帰宅時刻の目安

- ①防犯のため、4月～9月は18時、10月～3月は17時30分を推奨しています。

(2) 校外での生活

- ①SNSを利用したトラブルやいたずらメールなどが深刻な問題となっています。携帯・スマホの利用目的や使い方について確認し、保護者と相談した上で利用するようにしてください。
- ②喫煙、飲酒、万引き、バイクの無免許運転、不純異性交遊など法律に反する行為に巻き込まれないようにしましょう。
- ③外泊は、トラブル等に発展するケースが多いため、しないようにしましょう。
- ④他校生徒とのトラブルや金品の恐喝事件、非行問題行動等の発生率が高いため、ゲームセンター、カラオケボックス、ボーリング場等へ行く場合は、保護者同伴で利用するようにしてください。